

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

我が国では、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」の実現を宣言し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを表明しました。また、令和3年10月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減、さらに50%の高みを目指すこととしました。

本市は、令和2年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」、同年6月に「温室効果ガス排出量ゼロ」を目標の一つとする2050年に向けた「ふじおか5つのゼロ宣言」を表明し、脱炭素化に向けて動き始めていますが、これらを達成するには、再生可能エネルギーの導入とエネルギーの自給自足を促進し、化石燃料依存度を低減する必要があります。

本市では、平成20年に「藤岡市地域新エネルギービジョン」を策定しましたが、策定時からエネルギー状況が変動していることや、本市における再生可能エネルギーの導入について戦略的な施策を展開するため、「藤岡市地域再生可能エネルギー導入計画」を新たに策定するものです。

なお、本計画は、「第3次藤岡市環境基本計画」及び「第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画」に内容を反映するものとします。

2 計画の目的

本計画は、温室効果ガス排出量削減のため、本市における再生可能エネルギーのポテンシャルを調査し、本市の地理的、社会的、経済的特性に応じて効果的な導入施策を展開することを目的とします。

また、温室効果ガス排出量の将来推計を行い、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減に向け、必要な再生可能エネルギー導入量の目標を設定します。

3 計画の位置付け

本計画は、「2050年ゼロカーボンシティ」や「ふじおか5つのゼロ宣言」に基づき、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減目標を達成するために、市内における再生可能エネルギーの最大限の導入を推進する計画です。

また、再生可能エネルギーの導入を拡大するための計画として位置付けるとともに、平成31年に策定し、令和5年3月に改訂した環境分野における最上位計画である「第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）」や温暖化対策の実践計画である「第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画」との整合性も図ります。

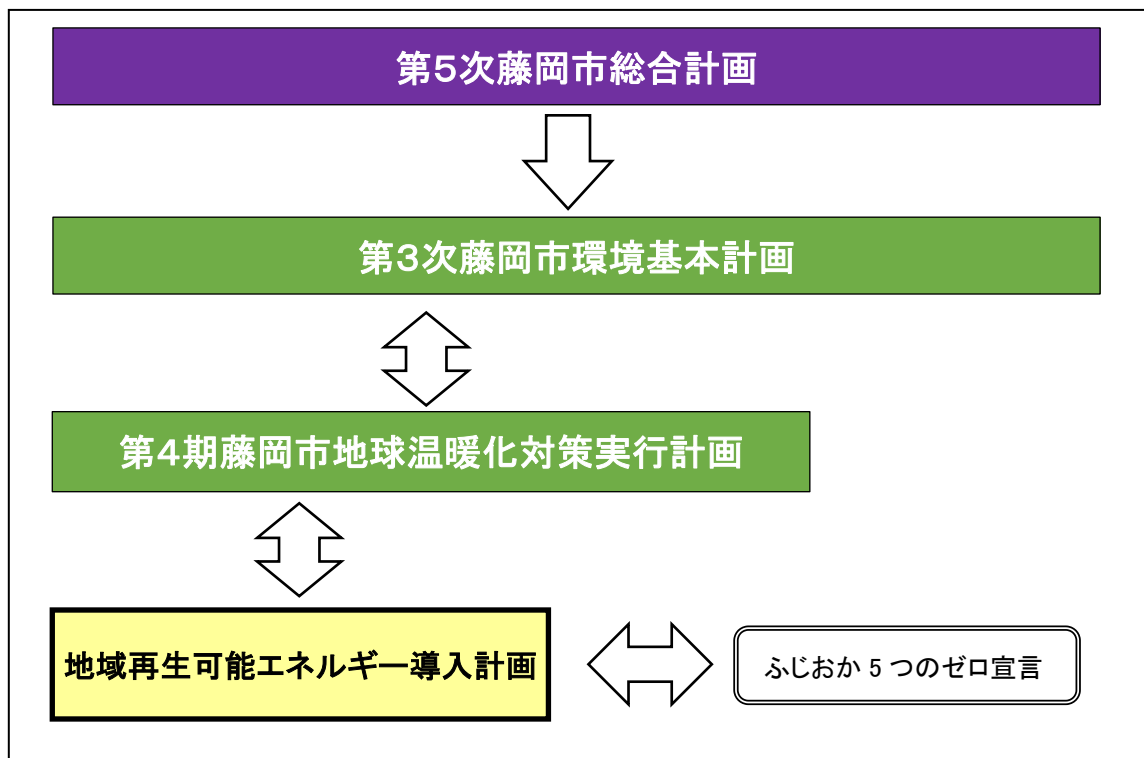


図1 地域再生可能エネルギー導入計画の位置付け

4 計画の期間

本計画の期間は、2013年度（平成25年度）を基準年度として、目標年度を2030年度（令和12年度）とします。

ただし、計画期間中の技術的進歩や社会情勢の変化、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 計画の対象とする再生可能エネルギー

（1）再生可能エネルギーの定義

再生可能エネルギーとは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律及び同施行令により太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマスの7種類と定義されています。

（2）対象とする再生可能エネルギー

本計画で対象とする再生可能エネルギーは、次の表に示す3種類とします。

表1 対象とする再生可能エネルギー

部門	内容
太陽光	太陽光を利用して発電を行います。再生可能エネルギーの中で、最も導入しやすく、住宅系と土地系を対象とします。
水力	水が流れる際に生まれる力を利用して発電を行います。本市では中小水力発電を対象とします。
バイオマス	廃棄物や家畜の糞尿、木材を利用して発電を行います。本市では木質バイオマスを対象とします。

※その他の再生可能エネルギーについては、次の理由から対象外とします。

① 風力発電、地熱発電

市内におけるエネルギー賦存量が皆無であるため。

なお、賦存量については、第3章のポテンシャル調査において説明します。

② 太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱

熱エネルギーの利用用途が明確ではない中、導入規模を設定することは困難であるため。